

# キルギス共和国における 投資保証と恩典： 法的側面

日本キルギス・ビジネスフォーラム  
ホテル「アク・ケメ」、2009年2月25日

# 目次:

- 投資領域における法的基盤
- 投資保証
- 法的原動力
- 投資紛争の解決
- 外国人の法的地位

# 法的基盤:

- 投資の相互支援、奨励、保護に関する双務的国際協定(26ヶ国余り)
- 2003年3月27日付キルギス共和国投資法
- 二重課税の回避に関する双務的国際協定
- キルギス共和国が締結している各種国際協定(世界貿易機関、エネルギー憲章条約)

# 投資保証:

- 内国民待遇
- 差別の欠如
- 資本輸出および資本償還
- 投資資本および収益の収用からの保護
- 投資家のビジネスへの不干渉
- 侵害された投資家権利の回復

## 収益および投資資本の償還:

- キルギス共和国における投資および投資活動から得られる収益の輸出権または償還権
- キルギス共和国における投資家の活動から得られる収益の自由利用権
- キルギス共和国における投資収益の再投資に関する法的要求の欠如

# 収用からの保護

- 国営化、強制収用、その他のこれに類する措置を含む収用からの保護
- 国営化は、公共の利益を目的とした例外的な場合にのみ許可される。ただしこれは、議会在が国営化法を採択し、投資家が時宜にかなった相応の損害補償（国営化により被ることとなった利益損失に対する補償を含む）を得ることが条件となる。

# 投資の奨励:

- 法の安定化
- 特恵条件による投資協定を政府と締結できる可能性
- 金融取引の自由(自由な通貨交換、自由かつ無制限な資金移動)
- 特別税制の提供に関する独自の税務協定締結の可能性

# 法の安定化:

キルギス共和国の投資法、関税法が改正された場合、投資家は、投資活動開始以降10年(または投資協定で定められた期間)の間は、投資家に最適な条件を選択する権利を有する。



# 投資紛争の解決:

- ☑ キルギス共和国法では、紛争解決の代替手段を使用する権利、特に、投資紛争を国際仲裁裁判所へ付託する権利が投資家に与えられている。
- ☑ 特に、キルギス共和国は、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約の加盟国となっている。
- ☑ キルギス共和国政府との投資協定は、英国法または日本国法といった外国法による調整を受けることが可能である。これは、投資家とキルギス共和国との交渉によることとする。

# 著名な国際仲裁規則および裁判所:

- 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 仲裁規則 (特殊な場合)
- ストックホルム商業会議所仲裁裁判所
- ロンドン国際仲裁裁判所
- 国際仲裁裁判所 (キルギス共和国ビシケク市)
- その他

# キルギス共和国における 外国人の権利

- 平等な権利と義務
- 労働権
- 移動の自由
- 財産権
- 日本国民に対するビザなし体制
- 自由な企業活動権

日本キルギス・ビジネスフォーラム  
ホテル「アク・ケメ」、2009年2月25日

**ご清聴感謝いたします**

「カリコワ & アソシエイツ」法律事務所  
キルギス共和国ビシケク市エルキンディク通り71  
Tel: 996 312 666363/666060、 Fax: 996 312 662788  
[www.k-a.kg](http://www.k-a.kg)